

岩手県告示第734号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成16年岩手県告示第767号）で告示した江刺市松長根鳥獣保護区、一関市蘭梅山鳥獣保護区及び平泉町平泉鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

平成26年10月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 変更後の江刺市松長根鳥獣保護区の区域 奥州市地内の国道456号と市道根岸栄町線との交点を起点とし、起点から同国道を北東に進み市道山影線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み林道山影線との交点に至り、同点から同林道を南東に進み市道玉崎万松寺線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道万松寺線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道中野柳沢線との交点に至り、同点から同市道を南に進み主要地方道水沢米里線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み市道男石新地野線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道根岸栄町線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- （2） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 2（1） 変更後の一関市蘭梅山鳥獣保護区の区域 一関市地内の国道342号と主要地方道一関北上線との交点を起点とし、起点から同国道を西に進み市道山根線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道泉沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み西磐井郡平泉町境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み一般県道一関平泉線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み市道朴中里線との交点に至り、同点から同市道を南に進み主要地方道一関北上線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- （2） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 3（1） 変更後の平泉町平泉鳥獣保護区の区域 西磐井郡平泉町地内の国道4号と町道坂下線との交点を起点とし、起点から同国道を北に進み衣川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を南に進み一般県道相川平泉線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み一般県道平泉駐車場中尊寺線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み主要地方道平泉巖美溪線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進み町道大沢線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道鈴懸線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道戸河内線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道裏谷起線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道坂下線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- （2） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。